

第8次住居表示の検討経緯について

町では、第8次住居表示について、以下のとおり整理を行い検討を進めてきました。

◆ 検討対象区域について

- 道仏土地区画整理事業区域内及びその周辺地区とする。

※ 区画整理事業における換地処分と同時に実施

- その他の地域は検討対象としない。

※ 将来、その他の地域からの要望等があれば検討対象とすることもある。

◆ 上記周辺地区について

- 道仏土地区画整理事業区域内(周辺図①)については、住環境整備にあわせて分かりやすい住所表示を行うことを目的として住居表示を実施するものの、字道佛(周辺図②)、字中島(周辺図③)、百間6丁目(周辺図④)については、市街化区域編入後40年以上が経過していることを踏まえ、住居表示のメリットや住居表示実施後に必要となる住所変更手続き等を示した上で住民の皆さんの意向を確認し、実施するか否かの判断を行うものとする。

(参考資料)

■ 周辺図

周辺地区の意向調査について

調査概要

道仏土地区画整理事業区域に隣接する市街化区域(字道仏及び字中島の一部、百間6丁目)の全世帯を対象とした住居表示の実施に関する意向調査【郵送】

期間:平成25年5月下旬から7月1日

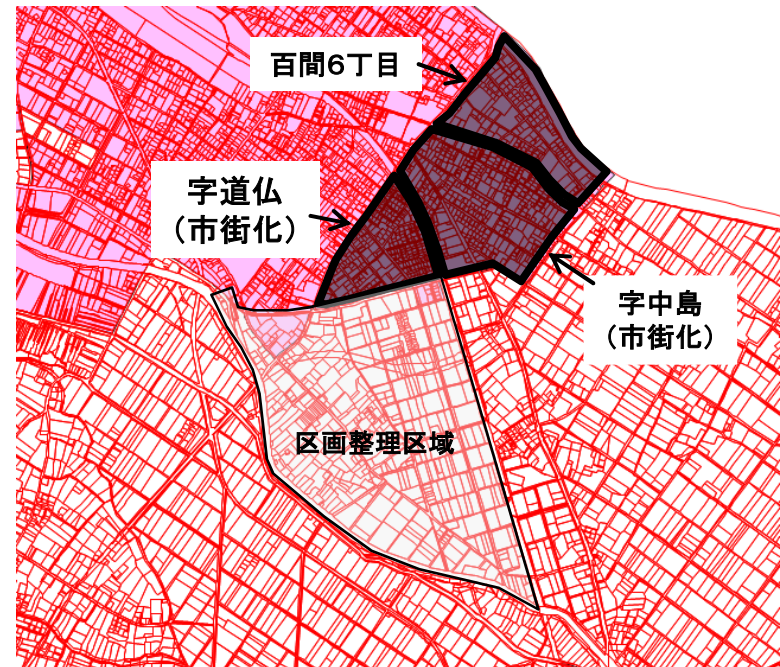
広報、説明会(3回、55人)、自治会回覧(2回)

回答数

区域	対象世帯数	回答数	回答率
全域	873	440	50.4
内訳			
字道仏	252	128	50.8
字中島	446	218	48.9
百間6丁目	175	90	51.4

※地区未回答4件

調査区域(黒塗り部分)



各設問の回答内訳等は別紙のとおり

意向調査 結果分析

項目	分析
回答数について ・全体で50%超、地区別に見ても同様 ・郵送による意向調査としては高い回収率	半数以上の世帯からの回答があり、当該調査への関心の高さが伺えます。
現在の地番住所による生活上の不便について ・約70%の方が住所や郵便物の問題はないと回答 ・郵便物誤配は少数	市街化区域編入(昭和45年)後、相当年数が経過していることから住宅開発も落ち着き、地番住所による生活上の混乱や障害はほとんど感じていないものと思われます。
実施による利便向上について ・約60%の方が実施しても変わらないと回答 ・よくなるという回答は僅か20%	日常生活に不便を感じていない、また、住居表示による案内板・掲示板整備などの利点と比較して、住居表示による住所変更等手続きの負担が大きいと考える方が多いことによるものと思われます。
住居表示を実施すべきか ・全体で約57%が実施すべきでないという回答 ・地区別に見ても道佛と中島で約55%、百間6丁目にあつては約68%の方が実施すべきでないという回答	意見欄のとおり、現住所への愛着、高齢者の手続き不安、手続きの手間(時間・経費等)などがあり、実施すべきでないという意見が多くなったものと思われます。

【参考】	説明会における意見	分析
	・不便を感じていない。今のままでよい。 ・手続きが負担。一人暮らしの高齢者には手続きが難しい。 ・どうして今なのか。 ・手続きに必要な費用は町がすべて負担してほしい。	実施すべきでないと考える方の参加が多かったものと思われますが、現状に問題ない、手続きの負担など、意向調査の意見欄と同傾向の意見が多くありました。

周辺図

